

1 年 保 存

秘

有 ・ 無期限

平成 21 年 10 月 1 日 か ら
平成 22 年 9 月 30 日 ま で

基監発 1001 第 8 号

平成 21 年 10 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

足場等からの墜落防止措置に係る法違反に対する
当面の措置に関する状況の報告について

標記の措置については、平成 21 年 5 月 28 日付け基監発第 0528001 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行に伴う足場等からの墜落防止措置に係る法違反に対する当面の措置について」において指示したところであるが、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 23 号。以下「改正省令」という。）の施行から一定期間が経過したことから、当面の措置の見直しに向け、その状況を把握する必要があるところである。

このため、下記により当面の措置に関する状況を報告されたい。

記

1 報告の対象

[Redacted]

2 報告方法

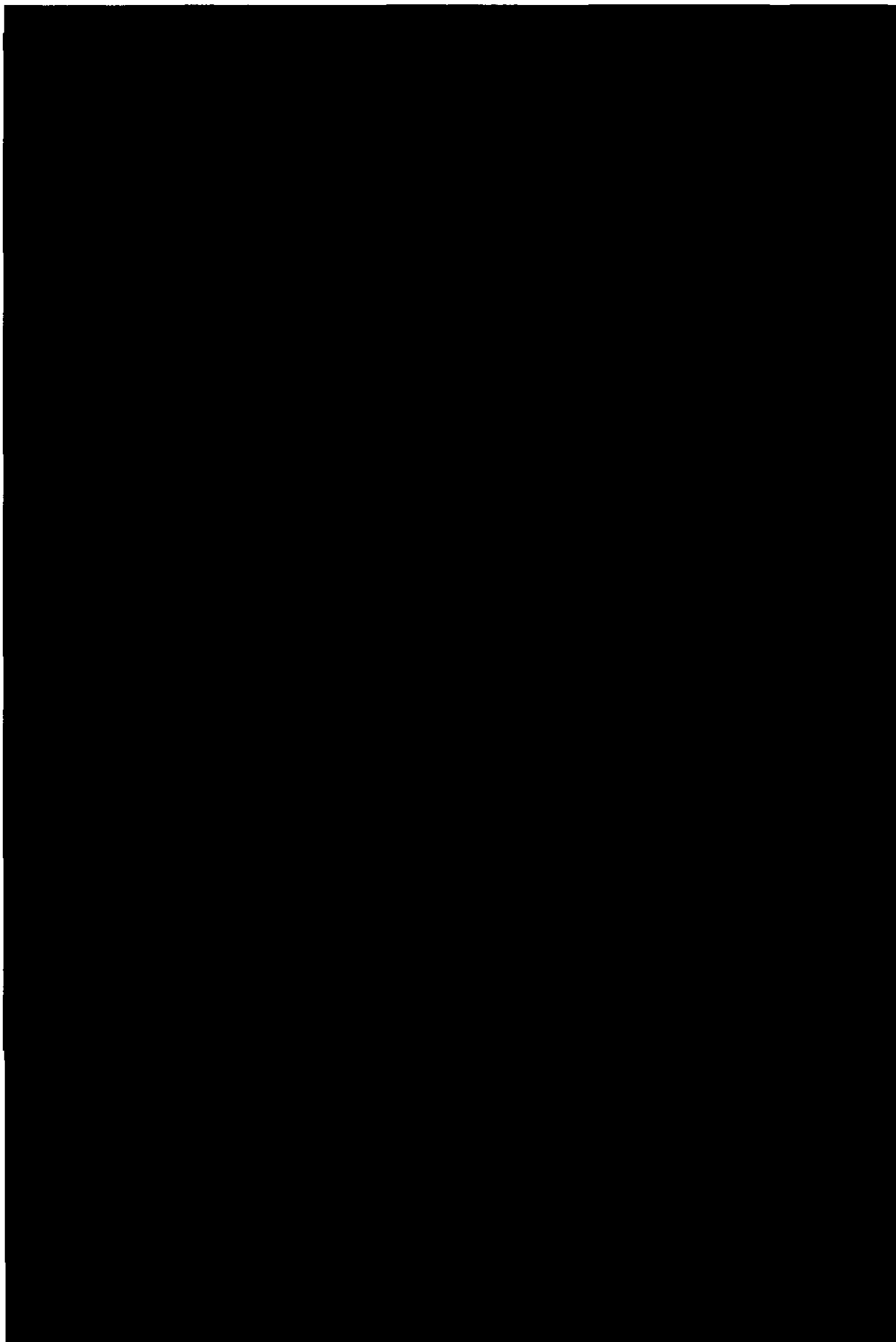
別添様式に上記 1 の期間において実施する建設業の監督指導において、足場、架設通路又は作業構台の設置が認められた事業場に対する監督実施件数、[Redacted]の件数等を記入すること。

ただし、「是正事業場数」「未是正（一部是正を含む。）事業場数」欄については、上記 1 の対象期間にかかわらず本省への報告までの間に把握できたものを記入すること。

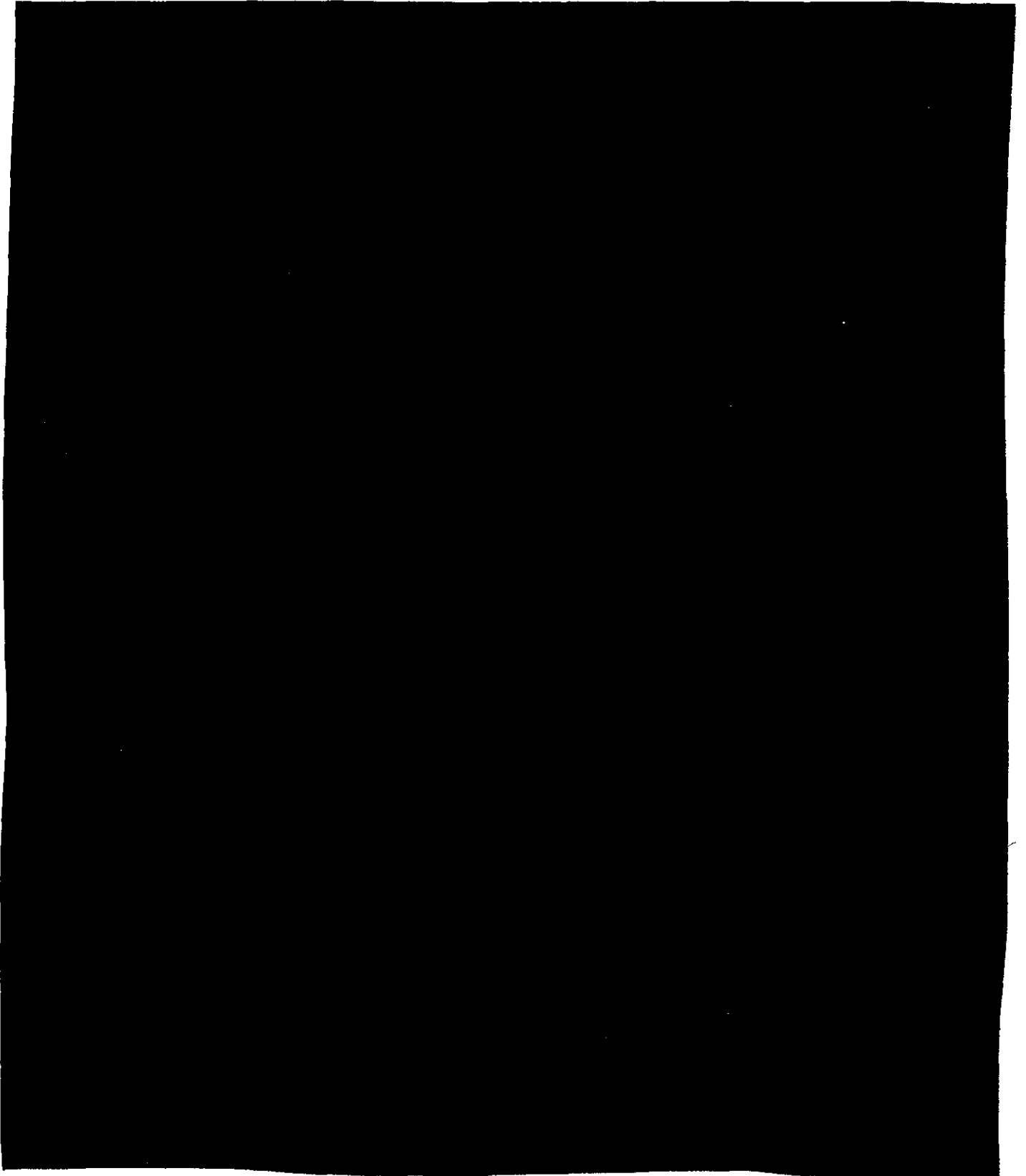
3 報告の期限

別添様式については、平成 22 年 1 月 12 日（火）までに本省監督課へ送付すること。

足場等からの墜落防止措置等に係る法違反の状況



足場等からの墜落防止措置等に係る法違反の状況



足場等からの墜落防止措置等に係る各局からの意見聴取

